

## 滋賀県職業能力開発計画の方向性について

### 1. 計画策定のねらい

本県の着実な職業能力開発施策の推進のため、施策展開の指針となる中期的な職業能力開発の計画を策定します。

### 2. 策定根拠

#### 職業能力開発促進法第7条

都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定するよう努めるものとする。

### 3. 上位計画との関連性

県の上位計画との整合性を図りながら策定するものとします。

#### (1) 滋賀県基本構想

(該当項目)

重点施策2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現

重点施策3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造

#### (2) 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略

(該当項目)

○産業人材育成・確保プロジェクト

○働く力・稼ぐ力向上プロジェクト

#### (3) 滋賀県産業振興ビジョン

(該当項目)

2 産業振興施策の基本 これからの産業を担う人材力の強化

### 4. 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

### 5. 策定スケジュール

- ・第1回職業能力開発審議会（8月2日）／計画策定の概要説明
- ・第2回職業能力開発審議会（10月下旬頃）／計画素案の審議
- ・第3回職業能力開発審議会（11月下旬頃）／計画案の審議
- ・県民政策コメントの実施（11月～12月頃実施）
- ・第4回職業能力開発審議会（2月頃）／計画案の審議
- ・計画の策定（平成29年3月）

## 6. 滋賀県内の職業能力開発の取り組み

本県では、これまで「職業能力開発計画」に基づき、求職者や在職者等を対象として、公共職業能力開発施設における職業訓練の実施や、民間が実施する職業訓練への支援に取り組んできたところです。

### (1) 公共職業能力開発施設での職業訓練（施設内職業訓練）

【滋賀県】 ■高等技術専門校（米原校舎）

■高等技術専門校（草津校舎）

【国】 [(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部]

■滋賀職業能力開発促進センター（大津市）

■滋賀職業能力開発短期大学校（近江八幡市）

### (2) 民間教育訓練機関を活用した職業訓練（施設外委託訓練）

求職者等を対象として、公共職業能力開発施設で実施できない訓練職種について、民間教育訓練機関等（専門学校、パソコンスクール等）を活用した多様な職業訓練を実施しています。

### (3) 民間が実施する職業訓練

事業主や事業主団体等が、雇用する労働者を対象に職業訓練を実施しています。

（県内で実施されている訓練科：電気工事、建築大工、塗装、調理等）

## 7. 職業能力を取り巻く現状と課題

### (1) 本県を取り巻く社会情勢

○雇用情勢は改善傾向（有効求人倍率 H23 0.62 倍 → H27 1.08 倍）

○県内総生産の第2次産業が占める割合は全国第1位（本県 41%、全国 21%）

○人口減少社会の到来（H27 1,413 千人 → H47 予測値 1,345 千人）

○55歳以上の有効求人数も増加傾向

○25歳～44歳の年齢階層での女性の労働力率は全国平均以下

○障害者の実雇用率は増加、法定雇用率の達成割合は改善

### (2) 職業能力開発の課題

○雇用情勢は改善傾向にあるものの、依然として存在する人材ニーズと求職ニーズのミスマッチの解消に向けた取り組みが必要です。

○本県の基幹産業である「ものづくり分野」の人材育成を今後も進めていく必要があります。

○女性のM字カーブの解消、障害者の更なる雇用促進等、就労に関する個々の課題を解決するための取り組みが必要です。

○労働者の自発的な職業能力開発のため、生涯を通じたキャリア形成を支援していくことが必要です。

○技能の振興や伝承のため、技能振興気運の醸成を図ることが必要です。

## 8. 計画の方向性（案）

### (1) 人材ニーズと求職ニーズのミスマッチの解消

### (2) 全員参加型社会の実現に向けた個々の特性やニーズに応じた職業能力開発

### (3) キャリア形成支援

### (4) 技能の振興と継承

### (5) 職業能力開発に関する体制の整備と関係機関との連携

# 前計画期間の職業能力開発の状況

労働雇用政策課

## 公共職業能力開発施設における職業訓練（施設内職業訓練）

### [ものづくり分野を中心とした訓練]

#### ◆離転職者対象の訓練（16訓練科）

- ◎応募倍率・受講者数とも、雇用情勢の改善に伴い減少傾向

◎就職率の平均は84.3%

|      | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 応募倍率 | 1.16  | 1.11  | 0.99  | 0.94  | 0.98  |
| 受講者数 | 494人  | 501人  | 461人  | 424人  | 426人  |
| 就職率  | 80.2% | 82.9% | 88.2% | 84.3% | 85.7% |

#### ◆高等学校者対象等の訓練（6訓練科）

◎応募倍率は1.1倍台で推移

◎受講者数は100～110人で推移

◎就職率の平均は99.2%

|      | H23   | H24   | H25    | H26    | H27    |
|------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 応募倍率 | 1.15  | 1.11  | 1.13   | 1.15   | 1.15   |
| 受講者数 | 116人  | 107人  | 98人    | 105人   | 102人   |
| 就職率  | 98.1% | 98.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

#### ◆企業のニーズに応じた在職者訓練

◎年間約300コースを実施

◎受講者は2,000人前後で推移

|      | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| コース数 | 305コース | 314コース | 327コース | 322コース | 303コース |
| 受講者数 | 1,915人 | 2,060人 | 2,075人 | 2,059人 | 1,994人 |

### 【障害者を対象とした訓練】（1訓練科）

◎応募倍率・受講者数とも、雇用情勢の改善に伴い減少傾向

◎就職率の平均は93.0%

|      | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 応募倍率 | 1.50  | 1.25  | 1.00  | 0.80  | 0.80  |
| 受講者数 | 20人   | 17人   | 13人   | 15人   | 15人   |
| 就職率  | 84.2% | 94.4% | 95.4% | 95.4% | 95.4% |

（参考）有効求人倍率

|     | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  |
|-----|------|------|------|------|------|
| 滋賀県 | 0.62 | 0.68 | 0.85 | 0.98 | 1.08 |
| 全国  | 0.68 | 0.82 | 0.97 | 1.11 | 1.23 |

## 民間教育訓練機関を活用した職業訓練（施設外委託訓練）

#### ◆離転職者対象のOA事務、医療事務、販売サービス、介護等の訓練を

年間約80コースで実施

【離転職者対象の訓練コース】

◎応募倍率・受講者数とも、雇用情勢の改善に伴い減少傾向

◆子育て女性等を対象とした3ヶ月の訓練を平成27年度から実施

◎H27年度の訓練実施状況は、応募倍率1.28倍、受講者27人、就職率72%

◆障害者を対象としたoff-JTとOJTの訓練を実施

◎ off-JT訓練の就職率は20～50%、OJT訓練の就職率は60～80%で推移

|      | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 応募倍率 | 1.90   | 1.61   | 1.32   | 1.23   | 1.21   |
| 受講者数 | 1,256人 | 1,187人 | 1,180人 | 1,175人 | 1,163人 |
| 就職率  | 69.0%  | 70.3%  | 72.0%  | 74.8%  | 78.0%  |

## 民間における職業能力開発の推進

### 【事業主等が行う認定職業訓練】

- ◆滋賀県知事が認定し、訓練を実施する認定職業訓練校は、県内に21校あり、電気工事、建築大工、塗装、調理、菓子製造等の訓練を実施
- ◆うち、中小企業主団体等に対し、職業訓練の運営費を助成

### 【中小企業の人材育成の支援】（高等技術専門校）

- ◆中小企業人材育成プランナーによる相談支援
- ◆中小企業向けの研修会を実施

|        | H25 | H26  | H27  |
|--------|-----|------|------|
| 研修開催回数 | 4回  | 4回   | 4回   |
| 受講者数   | 90人 | 187人 | 153人 |

- ◆研修の講師などに活用できる人材バンクを運営

## 技能振興への取り組み

### 【子どもの職業観・勤労観の育成】

- ◆しごと・ものづくりが体験できる「しごとチャレンジフェスタ」を実施

| 体験者数   | H23    | H24    | H25    | H26    | H27 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 2,101人 | 2,290人 | 1,978人 | 2,090人 | 1,966人 |     |

### ◎アンケートより

- ・普段はできない体験で、知らないこともたくさん教えてもらえた。
- ・いろいろな仕事を体験して夢を持ちました。
- ・このイベントがきっかけとなり、将来につきたい仕事や夢を考えることができた。

### 【技能検定の実施】

◎企業等への周知を行ったことにより、

H23～H26の受検申請者数は増加傾向

◎職業高校等へ積極的に周知を行った

ことにより、3級受検者が増加

| 技能検定受検申請者数 |        |        |        |        |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    |
| 特級         | 86人    | 88人    | 73人    | 69人    | 51人    |
| 1級         | 919人   | 932人   | 910人   | 941人   | 736人   |
| 2級         | 1,435人 | 1,436人 | 1,424人 | 1,357人 | 1,090人 |
| 3級         | 413人   | 485人   | 538人   | 586人   | 538人   |
| 合計         | 2,853人 | 2,941人 | 2,945人 | 2,953人 | 2,415人 |

※機械保全職種除く

## 前回計画

1. 働く意欲のあるすべての人たちに対する職業能力開発の推進
  - (1) 再チャレンジ・スキルアップを支援するための職業能力開発の実施
  - (2) 多様な求職者の職業能力開発の実施  
若年者・中高年齢者・女性・障害者・外国人への支援
2. 県内産業を担う人材の育成
  - (1) ものづくり分野の人材育成
  - (2) 成長が見込まれる分野の人材育成
  - (3) 営業・セールス・事務分野の人材育成
  - (4) 企業ニーズに応じた在職者訓練の実施
3. キャリア形成の推進
  - (1) 企業による労働者の職業能力開発への支援
  - (2) キャリア教育の推進
4. モノづくり技能の振興と技能継承の推進
  - (1) 技能者育成の支援
  - (2) 技能継承と技能尊重気運を高める取り組みの推進
5. 職業能力開発に関する体制の整備と関係機関との連携
  - (1) 高等技術専門校のあり方と体制の整備
  - (2) 職業訓練の内容の充実と職業訓練指導員の資質の向上
  - (3) 関係機関との連携の強化
  - (4) 情報提供の充実

## 今回計画(案)

1. 人材ニーズと求職ニーズのミスマッチの解消
  - ・ 人材ニーズに対応し、安定した就職につながる職業訓練
  - ・ 本県の基幹産業である「ものづくり分野」での人材育成
  - ・ 介護・保育・建設など、人手不足分野の人材育成
  - ・ エネルギー、情報通信分野など、成長分野の人材育成
  - ・ 在職者訓練を始めとした中小企業の人材育成への支援
2. 全員参加型社会の実現に向けた個々の特性やニーズに応じた職業能力開発
  - ・ 若者に対する職業能力開発
  - ・ 女性等に対する職業能力開発
  - ・ 障害者に対する職業能力開発
  - ・ 中高齢者に対する職業能力開発
3. キャリア形成支援
  - ・ 働く人々の継続した職業能力開発・向上に繋がるキャリア形成支援
  - ・ 職業観・勤労観の醸成を図る施策の推進
  - ・ 社会人としての基礎的能力の向上の機会の提供
4. 技能の振興と継承
  - ・ 技能尊重気運の醸成
  - ・ 産業活動の基礎となる技能者の養成
  - ・ 各種技能競技大会への支援
5. 職業能力開発に関する体制の整備と関連機関との連携
  - ・ 職業訓練の内容の充実と職業訓練指導員の資質向上
  - ・ 労働局、機構など関連機関との連携強化